

瑞穂市 国土強靱化地域計画
(案)
パブリックコメント用

目次

はじめに.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画期間.....	1
第1章 強靱化の基本的考え方.....	2
1 強靱化の理念.....	2
2 基本目標.....	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
(1) 本市の特性を踏まえた取組の推進.....	3
(2) 効率的・効果的な取組の推進.....	3
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組の推進.....	4
第2章 本市の概況.....	5
1 地理.....	5
2 気象.....	6
3 人口・世帯数.....	6
4 産業.....	6
第3章 計画策定に際して想定するリスク.....	7
1 風水害（風害、水害）.....	7
(1) 風害.....	7
(2) 水害.....	7
2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）.....	8
(1) 震災.....	8
第4章 脆弱性評価.....	9
1 脆弱性評価の基本的考え方.....	9
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	9
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価.....	11
第5章 強靱化の推進方針.....	12
1 推進方針の整理.....	12
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針.....	12
(1) 行政機能 ～公助の強化～.....	13
(2) 地域保全 ～河川、治水対策～.....	16
(3) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～.....	16
(4) 住環境 ～災害に強いまちづくり～.....	17
(5) ライフライン ～生活基盤の維持～.....	20
(6) 衛生環境 ～災害廃棄物及び有害物質対策～.....	21
(7) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～.....	21
(8) 教育・文化 ～学校防災及び防災教育の推進～.....	22

(9) 産業・経済 ～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～	22
(10) リスクコミュニケーション ～自助・共助の底上げ～	23
(11) 老朽化対策 ～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～	24
(12) 官民連携・広域連携 ～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～	25
第6章 計画の推進	26
1 施策の重点化	26
2 計画の見直し	26
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	30
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	48
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	62

はじめに

1 計画の趣旨

平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

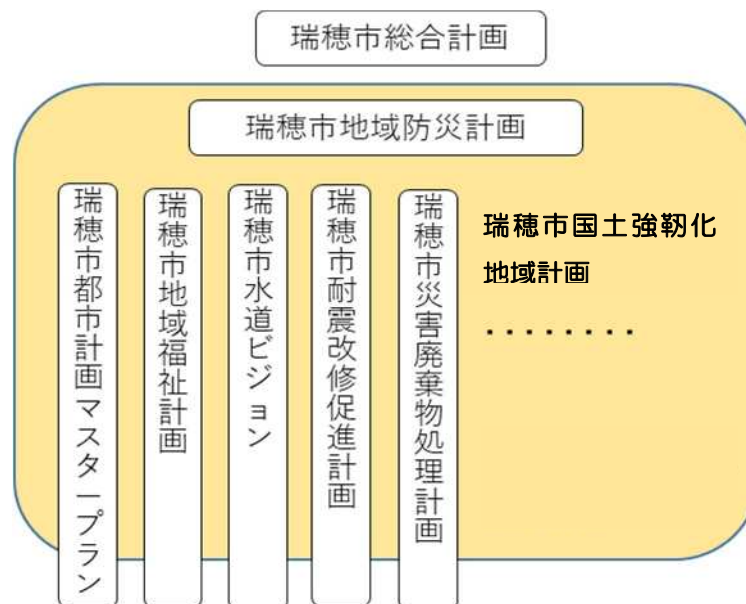
本市においても、この規定に基づき、どんな災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、国土強靱化地域計画を策定する。

なお、災害対応については岐阜県とも密接に連携を図る必要があることから、当市の国土強靱化地域計画の策定においてはすでに策定されている岐阜県国土強靱化計画と十分な整合を図るものとした。

本計画に基づく事業の実施を通じて、強く、しなやかな瑞穂市の実現を目指す。

2 計画の性格

- ・本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。
- ・強靱化に関する内容については、本計画以外の市の様々な計画等の指針となるべき性格を有するものとする。（各計画との位置関係を下記に示す。）



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

～強く、しなやかで、健やかな幸せを感じるまち 瑞穂 を次世代に引き継ぐために～

本市は、東には長良川、西に揖斐川が流れ、市内を多くの中小河川が南北に流下している地域である。温暖な気候や豊かな水に恵まれ、古くは稲作を中心とした農業が営まれてきた。

その一方で、古来よりたびたび水害に見舞われる中でも、先人たちがたゆまず治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、住みよい郷土を築き上げてきた。

そして今日、生活の利便性の良さ・住みやすさから、人口も増加しているところであり、災害に強く、しなやかで、「健やかな幸せを感じるまち瑞穂」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠たらず進めていかなければならない。

(1) 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組を強化する

本市では、これまでも国・県と連携し、放水路や排水機場の整備、ハザードマップの更新などハード・ソフトの両面にわたり、各分野において様々な自然災害予防の取組を進めてきた。

しかし、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成30年7月西日本豪雨をはじめ、近年の気候変動の影響による全国各地で豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには、東日本大震災や熊本地震など震度5以上の大規模地震の発生回数が増大など「想定外の常態化」ともいうべき状況にあり、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえれば、まさに「明日は我が身」の心構えで今後も強靱化の取組を緩めることなくさらに強化していく必要がある。

(2) 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ

近年、特に激化する気象災害の様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、住民同士の助け合いによって多くの命が救われている。したがって、大規模災害が発生したとしても、市民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうる可能性を踏まえ、「自助」（自らの命は自らが守る）、「共助」（自分たちのまちは自分たちで守る）による取組の底上げを図っていくことが不可欠である。そのため、市民、学校、企業、ボランティア等との連携を深めることが重要である。

また、「公助」に課せられた責務も重大である。平時においては、防災・減災のためのハード対策を加速していくことに加え、「自助」、「共助」が促進されるよう防災教育及び人材育成をはじめとした取組を強化するなど、効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、消防機関などをはじめとした各機関がその力を総動員し人命の救出・救助を行い、被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者に寄り添った支援と速やかな復旧・復興に総力を挙げてあたることが責務である。

○豊かな水と緑があふれるまち、瑞穂を守る

本市は、水害との戦いの歴史もあるが、長良川や揖斐川などの清流からの豊富な水資源や豊かな自然は、農業用水や生活用水にも欠かせないものになっている。国土保全の観点からは、多面的機能を有する農地が適切に保全されることが重要であり、農業をめぐる営みはその重要な役割を担っている。

また、地域の豊かな伝統、地域文化の源である農村集落地域が元気であること、新たな市街地地域のコミュニティが維持されていることが、災害対応力を高める上でも重要である。

2 基本目標

基本法第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び第 2 期岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の 4 つを基本目標として、強靱化を図ることとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①市民の生命の保護が最大限図られること②市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること④迅速な復旧復興を図ること |
|---|

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 本市の特性を踏まえた取組の推進

- ・定住人口の増加や、通勤通学など広域からの人口流入といった本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進める。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化してきたことも念頭に置き取組む。
- ・県の主要都市である岐阜市と大垣市の中間にあり、国道 21 号など東西交通の要衝に位置するという地理的な重要性や、東西を長良川と揖斐川に囲まれ市内を 18 本の一級河川が流れ、避難や救急・救助、物流では多くの橋りょうがボトルネックとなる可能性があるという災害リスクを踏まえ、隣接市町村との連携など広域的な視点で取組を進める。
- ・地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、水防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたる。

(2) 効率的・効果的な取組の推進

- ・国、県、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進める。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたる。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、都市間競争に資する対策と

なるよう工夫する。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図る。

- ・限られた資源の中で、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備においては、将来の世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮する。
- ・国・県と連携しながら、必要となる予算・財源の安定的確保に取り組み、強靱な郷土づくりを強力かつ継続的に進める。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組の推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという考えのもと、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等を通じ継続的な防災教育の取組を進める。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員、水防団員など防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進する。
- ・郷土の強靱化を実効性のあるものとするためにも、行政機関のみならず、企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組を進める。

第2章 本市の概況

1 地理

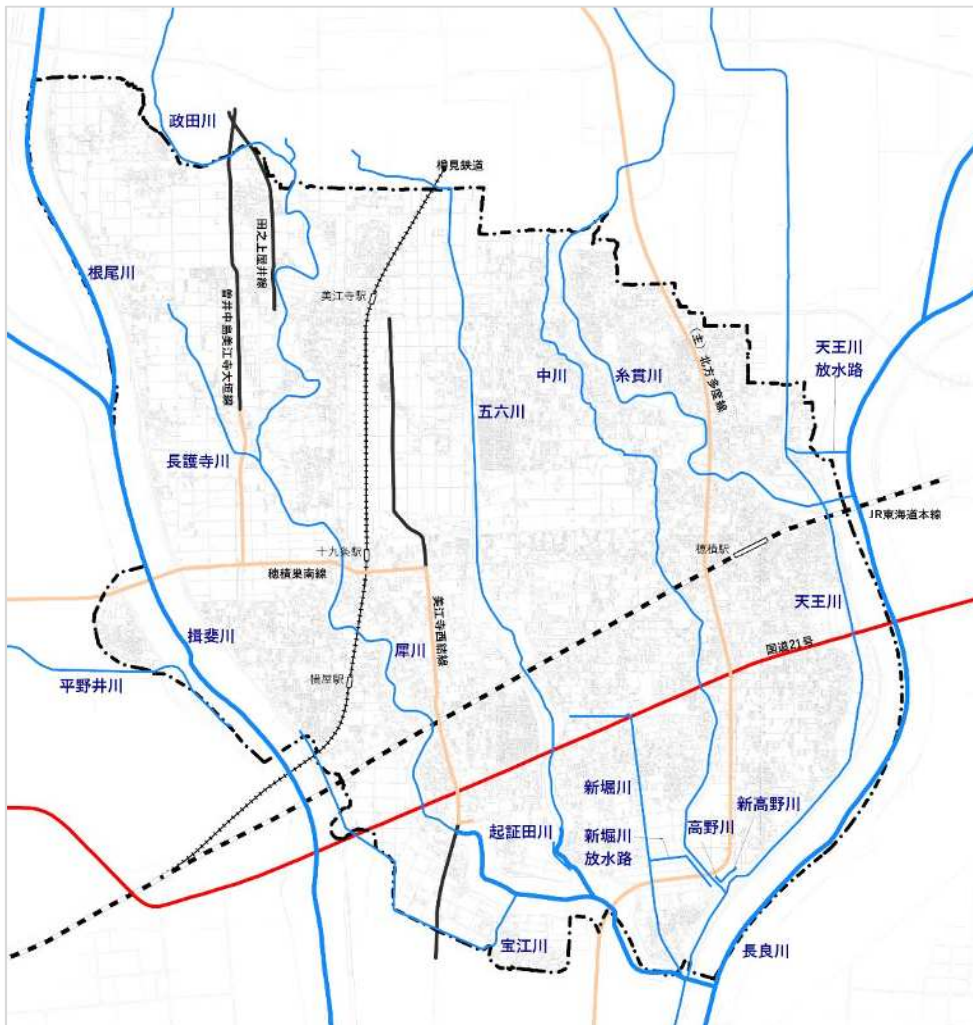
本市は、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置し、県都岐阜市と大垣市に挟まれた東西約5.5 km、南北約6.5 km、総面積28.19 km²の平坦地である。

東西には国道21号やJR東海道本線が横断し、JR穂積駅から中京圏の中心地である名古屋までは約25分と近く、東京や大阪へも日帰りで往復できる交通至便の位置にある。

地形は主に長良川・根尾川によってできた扇状地帯で、また、長良川や揖斐川をはじめとして犀川や五六川など18本の一級河川が流れ、北西より東南に緩やかに傾斜している低湿平坦な地帯である。古くは集落が自然堤防上に形成され、周囲に多くの田畑などの田園地帯が広がっていたが、近年は田畑を造成して作られた新たな市街地が形成されている。

地質は沖積層で、上流は粒子が荒く砂利混ざりで、下流は砂、シルト、粘土の混和、堆積した肥沃な土地である。

【主な道路と河川位置図】



2 気象

本市の気象は一般にいう太平洋気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受け、温暖多湿であり、冬は北西の季節風並びに伊吹おろしの影響を受け、気温は低いが、積雪はあまり多くない。

しかし、年間降雨量は2,000 mm近くに達し、全国平均の1,700 mmを上回っている。特に、揖斐川上流域では年間3,000 mmを超える地域もある。また、近年では、短期的・局所的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

一方、岐阜県内では少雨による異常渇水も発生している（平成6年、7年、17年）。

3 人口・世帯数

- ・住民基本台帳による人口・世帯数は、令和2年3月末で55,016人、世帯数は21,717世帯で、過去10年間増加傾向にあるとともに、当面の間も増加傾向が継続することが見込まれている。
- ・平成27年の国勢調査による平均年齢は41.3歳と県内で最も若い。
- ・高齢者数は、令和2年3月末の住民基本台帳においては11,793人で高齢化率は21.3%である。要介護認定者数は、令和2年3月末現在1,591人であり、施設入所者は238人で在宅者が1,353人である。
- ・障がい者数は、令和2年3月末の住民基本台帳において2,422人であり、肢体不自由者が800人を超えている。
- ・住民基本台帳による外国人人口は、令和2年3月末で2,423人となっており、国別では、フィリピン共和国、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、ブラジル連邦共和国の順となっている。

4 産業

- ・平成28年の経済センサス活動調査による市内の産業大分類別事業所数は、1,877事業所、従業者数は、17,882人であり、製造業がやや持ち直し、卸・小売業が増加している。
- ・平成27年の農林業センサスによる農家総数は、1,140戸であるが、専業農家は101戸と1割に満たず、自給的農家が約半数を占めている。
- ・平成30年の工業統計調査によると事業所は、114事業所で、従業者数は4,036人となっている。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（風害、水害）

（1）風害

本市の台風による直接の被害は、沿海地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、甚大な被害が予想される。

また、昭和60年には馬場・生津地区を竜巻が襲い、家屋の損壊や車両が飛ばされるなど多くの被害が出た災害となったことから、警戒が必要である。

発生日月	被害状況（市）
昭和60年7月1日	・被災家屋数109戸（内、半壊家屋数22戸） ・損壊車両29台

（2）水害

本市の地勢条件から、各河川の堤防、護岸の決壊、溢水等による家屋の流失並びに浸水が発生することで、田、畑の冠水が予想される。また、台風による直接の被害は、沿海地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、大被害の発生が予想される。

過去の水害では、昭和51年9月の「安八豪雨」において、最大浸水深210cmを記録し、市内各所に当時の浸水深を表示している。

また近年では、平成25年9月に台風17号が変化した低気圧の影響による豪雨があり、犀川排水機場・犀川河川観測局雨量計では、2時間で130mmの降雨を記録した。さらに、平成29年10月には台風21号による浸水及び冠水被害が発生している。

本市では、平成31年3月に「防災読本」を発行した。この中には、概ね1000年に一度程度想定される最大規模の降雨により、各河川が氾濫した場合の浸水想定区域を示しており、揖斐川流域の2日間の降水量が667mmとなった場合などには、市内の多くの地域で浸水深が5mを超え、家屋の2階まで浸水すると想定している。

また、昭和51年9月以降のすべての水害が内水氾濫によるものであり、下水道事業での浸水対策が求められている。

主な水害の履歴

発生日月	種別	被害状況（市）	備考
昭和35年8月13日	台風11号 台風12号	浸水被害	・8/11～12に台風11号、12号が高知県室戸岬に上陸 ・長良川中上流域で2日間に200～400mmの豪雨 ・関市保戸島、岐阜市芥見地区で長良川氾濫
昭和36年6月27日	梅雨前線	浸水被害	・6/24～28までの総雨量が長良川中上流域で約460mm ・関市保戸島で長良川が氾濫
昭和51年9月12日	台風17号と豪雨 （安八豪雨）	浸水被害	・9/8～14朝にかけて台風17号と停滞する前線により長時間にわたる大雨 ・12日には、安八町地先の長良川本流堤防が破堤 ・市内降水量は、1週間で961mm ・市内最大浸水深は210cm

資料：「瑞穂市防災読本」（H31.3）

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

（1）震災

本市における地震による大規模な被害は、明治 24 年の濃尾大震災のみであるが、他の災害と異なり発生予知または直接的な予防が困難であるため、もし大規模な地震が発生すれば、家屋が密集し危険物施設が点在している現在において、濃尾大震災以上の被害が予想される。

近年、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの広大な地域を震源とする南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている。内陸型地震においては、平成 7 年の兵庫県南部地震や、平成 16 年の新潟中越地震のような活断層に沿った地震の発生が懸念されている。

本市域には活断層の存在は確認されていないが、市の南西方向には関ヶ原・養老断層系が走行しているため、地震発生に備え住宅等が密集している地域を中心に震災対策の整備が必要である。

◆想定される地震の規模（瑞穂市内）

想定地震	最大震度	PL 値：液状化可能性
南海トラフ巨大地震	5.92（震度 6 弱）	56.58：高い
阿寺断層系地震	5.12（震度 5 強）	4.89：低い
跡津川断層地震	5.28（震度 5 強）	7.23：可能性がある
養老・桑名・四日市断層帯地震	6.47（震度 6 強）	49.21：高い
高山・大原断層帯地震	5.24（震度 5 強）	7.47：可能性がある

資料：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」（H25.2）」

◆想定される人的被害（冬・午前 5 時）

（単位：人）

想定地震	死者数	重症者数	負傷者数	要救出者数	最大避難者数
南海トラフ巨大地震	13	23	252	67	5,905
阿寺断層系地震	0	0	15	0	367
跡津川断層地震	0	1	40	3	989
養老・桑名・四日市断層帯地震	98	173	782	513	11,399
高山・大原断層帯地震	0	0	21	0	646

資料：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」（H25.2）」

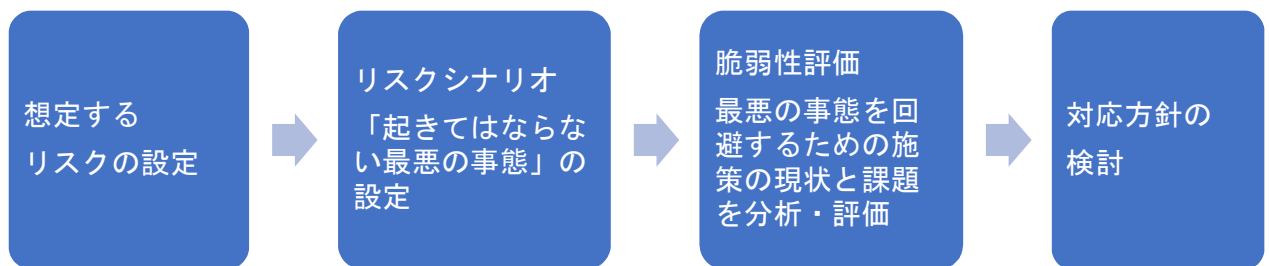
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の基本的考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施している。

具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

また、県の強靱化計画においては、本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、県の強靱化地域計画を参考としつつ、本市の地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や木造住宅密集地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害による人的被害の発生
		3	木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生
		4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	5	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		6	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足
		7	鉄道の運転停止に伴う帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		8	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による施設機能の麻痺
		9	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	10	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	11	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下
		12	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		13	食料や物資の供給の途絶
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	14	ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間にわたる機能停止
		15	地域交通ネットワークが分断する事態
		16	異常湧水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17	堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		18	農地等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		20	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		21	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や液状化及び地盤沈下等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		22	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態

※サプライチェーン：商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れを指します。

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

22の「起きてはならない最悪の事態」各々の関連施策を洗い出し、取組状況を整理し、成果や課題を分析・評価する。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行う。

<個別施策分野>

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| ① | 行政機能 | ～公助の強化～ |
| ② | 地域保全 | ～河川、治水対策～ |
| ③ | 交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| ④ | 住環境 | ～災害に強いまちづくり |
| ⑤ | ライフライン | ～生活基盤の維持～ |
| ⑥ | 衛生環境 | ～災害廃棄物及び有害物質対策～ |
| ⑦ | 保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| ⑧ | 教育・文化 | ～学校防災及び防災教育の推進～ |
| ⑨ | 産業・経済 | ～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援 |

<横断的分野>

- | | | |
|---|--------------|---------------------------|
| ⑩ | リスクコミュニケーション | ～自助・共助の底上げ～ |
| ⑪ | 老朽化対策 | ～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～ |
| ⑫ | 官民連携・広域連携 | ～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～ |

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

<個別施策分野>

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| ① | 行政機能 | ～公助の強化～ |
| ② | 地域保全 | ～河川、治水対策～ |
| ③ | 交通・物流 | ～交通ネットワークの強化～ |
| ④ | 住環境 | ～災害に強いまちづくり |
| ⑤ | ライフライン | ～生活基盤の維持～ |
| ⑥ | 衛生環境 | ～災害廃棄物及び有害物質対策～ |
| ⑦ | 保健医療・福祉 | ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～ |
| ⑧ | 教育・文化 | ～学校防災及び防災教育の推進～ |
| ⑨ | 産業・経済 | ～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援 |

<横断的分野>

- | | | |
|---|--------------|--------------------------|
| ⑩ | リスクコミュニケーション | ～自助・共助の底上げ～ |
| ⑪ | 老朽化対策 | ～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～ |
| ⑫ | 官民連携・広域連携 | ～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備 |

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、7つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進においては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

また、施策の推進にあたっては、国の支援を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進するとともに、3か年対策後も、引き続き国・県と連携しながら、中長期的に国土強靱化に資する対策を推進していく。

(1) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置される。市役所庁舎は平成 11 年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和 40 年に竣工され、建築後 55 年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の整備を進める。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システム、浸水対策等の整備を図る。
- 巢南庁舎は、昭和 62 年の竣工で建築後の経過年数は 34 年であるが、新耐震基準を満たした施設であるため、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成 9 年に竣工し災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っているため、計画的な保全管理に努める。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域に位置しているため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策が必要である。
- 本市は最大規模の降雨により多くの地域が浸水想定区域となっており、木曽川水系河川整備計画においての水防拠点設置計画に合わせて国と連携を取り、資材備蓄及び緊急復旧活動の拠点確保に努める。

(業務継続体制、バックアップ、非常時通信の整備)

- 災害に備え、非常時優先業務の選定をはじめとした業務継続計画（BCP）策定や職員の安否確認・参集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備を進める。
- 重要な個人情報を含むデータ（住民情報、税情報、地籍、各種図面等）を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保する。

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対応や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせないため、特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する。

【消防・救急、水防】

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、市町村合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成 20 年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は 20 件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災では延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等により災害対応力の向上を図る。
- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巢南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成 20 年に竣工した施設であり、新耐震基準を満たし比較的新しいが、瑞穂消防署巢南分署は、平成 3 年の竣工後、平成 20 年に改修しているが建築後 30 年を経過していることから、防災拠点

として計画的な維持・補修を進める。救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘からの救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化などを図る。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設であり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新に努める。

- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団7分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実・強化を図る。
- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品のほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「七崎水防倉庫」と「大月水防倉庫」、犀川の水防倉庫として「下畑水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計7か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、30年以上を経過した施設もあるため、計画的な更新や点検、維持・保全を図る。さらに、平成23年には、安心・安全な地域づくりの拠点として水防センターを設置しており、災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材等の確保をしているため、定期的な点検や維持・保全を図る。

(地域防災力の向上)

- 本市では、地域の女性を対象にした「女性防火クラブ連絡協議会（クラブ員数：令和元年4月1日現在241名）」を組織しており、防火・防災意識の向上、初期消火技術・災害初動対応の習得を目指して活動している。また、市内の小学生（4～6年生）と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火、防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるため、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する。

【情報伝達】

(住民への情報伝達の強化)

- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在、「防災行政無線」や「エリアメール」、「みずほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用している。今後、電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含め、さらに充実を図る。
- 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域特性への理解を深め、命を守る行動をとるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。引き続き、学校や地域、事業所において、普及・啓発を促進する。また、大規模な洪水の発生を想定した場合、越境避難（広域避難）対策を検討する。
- 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要である。本市は東西を長良川と揖斐川に囲まれ、市内にも中小河川、用排水路が多いことから、橋りょうの安全性を確認しつつ、道路通行情報を提供する。

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など、防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める。

(長期停電時の対応)

- 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電柱の倒壊等、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を活用する。

【備蓄】

（防災備蓄の充実）

- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く。）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、水や食料、簡易トイレセット、避難所開設セットなどを配備しているため、引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進める。
- 防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を検討する。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する。

（非常用電源の確保と燃料備蓄）

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検や燃料の保管管理を指導する。

【応援の受入体制】

（受援計画の策定）

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則、県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ 18 本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受入れ場所の確保など災害時の受援計画を策定する。

【渇水対応】

（渇水対応タイムラインの作成）

- 気候変動の影響により異常渇水の発生頻度が高まる可能性が指摘されている。本市の飲料水はすべて地下水源で確保しているが、渇水による被害を軽減させるため、地下水位を注意しつつ、渇水の可能性に対応した時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成する。

【災害廃棄物対応】

（災害廃棄物処理計画）

- 本市では平成 30 年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれる、ごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き、関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める。

【帰宅困難者対応】

(公共交通機関との連携強化)

- JR穂積駅は、1日の乗車人数が9,000人を超え、岐阜県内で5番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市のみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る。

(2) 地域保全 ～河川、治水対策～

(総合的な治水対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫流による家屋倒壊が想定されている地域でもある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修と犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るため、普通河川等の整備を推進する。

(排水機場の能力強化・維持管理・改修)

- 本市に関する排水機場は、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所の、合計9か所である。今後宅地化の進行による保水能力の低下や激甚豪雨災害等に対応するための排水機能の強化に努める。また、各排水機の長寿命化を図るとともに、予防保全型の維持管理を適切に進める。

(樋門など河川管理施設の維持管理・改修)

- 市内には樋門など河川管理施設が多く設置されている。豪雨時には重要な役割を果たすこれらの河川管理施設について、日常的な点検による予防保全措置を行うとともに、計画的な改修を進める。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める。

(3) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道21号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道(橋梁を含め)の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する。

- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる。

(支援ルート確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持し、支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積菓南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道沿道建物等の耐震化を促進するとともに、無電柱化を検討する。

(搬送手段確保)

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する。

(道路通行情報提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する。

(緊急輸送道路等の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となり得るため、特に、市内の緊急輸送道路に指定されている国道 21 号や主要地方道北方多度線などについて、道路管理者である国・県と協力し維持管理を着実に進める。また、これらに接続し、緊急輸送道路を補完する役割を担う県道や市道についても、新たな道路整備を進めるとともに、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め着実な整備を進める。

(交通結節点への連絡強化)

- 災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するための幹線道路の整備や、帰宅困難者や代替輸送車両等の滞留空間の確保、公共交通機関などへの円滑な乗り換え・乗り継ぎを確保するための駅前広場などの整備を推進する。

(橋りょうの整備・点検・耐震化・長寿命化修繕)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長 2 m 以上の橋が約 600 橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁整備を進める。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長 15m 以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長 2 m 以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する。

(4) 住環境 ～災害に強いまちづくり～

(住宅の耐震化の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されており、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の建築物の耐震化を推進する。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対し国・県及び市の支

援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する。

- 住宅の耐震化率については、平成25年現在は79%で、県全体の78%をやや上回っているが、目標の95%を達成するために、約3,000戸の住宅の耐震化を促進する。

(防火対策の促進)

- 地震発生後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされているが、消火活動には、消防用水の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化とともに、防火水槽など消防水利の耐震化を進める。
- 地震発生時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災（地震発生時の漏電火災と発災後の通電火災）の方が多かったとの指摘もあるため、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及を図る。

(JR穂積駅周辺市街地の整備の促進)

- 地震による同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や延焼遮断帯の機能を有する道路や、避難場所となる公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を推進する。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭あい道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための土地区画整理事業等により都市基盤の整備を図る。また、JR穂積駅周辺や国道21号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

(空家対策の推進)

- 空家の中には、地震時の漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 災害時に避難所を安心して利用できるようにするため、避難所施設における天井や窓などの非構造部材の耐震性確保、施設の維持管理、非常用電源設備、備蓄品の整備といった防災機能を強化する。
- 浸水など災害特性に応じ、施設の上層階利用を進める。さらに可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシーの配慮、衛生・感染症対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、街区公園等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する。
- 借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑な提供体制等の構築を図る。

(被災住宅への支援)

- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティアは大きな役割を果たしている。本市は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める。また、人材の育成も兼ねて被災地に派遣し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援する。
- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法に基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設や危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設では、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務付けられており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める。

(通行障害の防止対策)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物・ブロック塀等の耐震化を促進する。

(雨水・地下水の有効活用)

- 災害時や渇水時においても必要な用水を確保するため、雨水及び地下水の有効活用を進める。

(地籍調査の実施)

- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であるため、引き続き事業を推進する。

(5) ライフライン ～生活基盤の維持～

(上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、配水池はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起り得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の污水处理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う。

(倒木対策)

- 倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れた災害事例もある。本市では民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る。

(避難施設等の通信手段の確保)

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であるため、電源喪失に備え無線機など、避難所と対策本部等との通信手段の確保に努める。
- 被災者においても、親族等関係先との通信確保が必要である。本市ではNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでいるところであるが、さらに携帯電話の充電資機材の確保を図る。

(ガス管の耐震化)

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、災害に備えたガス管設備などの耐震性強化を要請する。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する。

(6) 衛生環境 ～災害廃棄物及び有害物質対策～

(河川流出ごみの撤去)

- 出水時において、上流からの流木等が河道に堆積すると洪水の危険性が高まるため、河川パトロール等を通じ、河川管理者に撤去を要請する。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巢南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあるため、周辺への影響も考慮しつつ迅速に対応できるよう備える。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物処理については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理することになるため、これらの施設を管理運営する両団体に対して、計画的な維持管理・更新を求める。また、分別により再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質など有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速に対応するための課題を整理する。

(7) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(要配慮者支援の推進)

- 近年の豪雨災害では、高齢者が自宅に留まったため多くの方が亡くなるなど、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者への避難支援を行い、逃げ遅れを防ぐため警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る。水防法の改正により、避難確保計画作成が義務化されたことなどの周知や、作成支援を進める。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結び、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有効に機能するため、非常用電源設備や燃料、水・食料等の備蓄を促進する。

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されているため、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備等の整備など、診療機能を継続するための体制整備を促す。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備等の整備など、施設の事業を継続するための整備を促す。

(避難所運営マニュアルの更新)

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎及び体育館やコミュニティセンター等 25 か所を指定し、「避難所運営マニュアル」(モデル)を整備するとともに、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症対策編」(暫定版)を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められているため、HUG(避難所開設・運営模擬体験)などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成及び更新する。

(避難所における健康管理体制の整備)

- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延した事例もあり、新型コロナウイルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMA Tその他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める。

(福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施)

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受入れに関する医療・福祉事業者との協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備や要配慮者を受け入れるための訓練の実施等を促進する。

(大規模火災時の対応)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に、避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るため、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れる。

(8) 教育・文化 ～学校防災及び防災教育の推進～

(学校における防災対応)

- 水害が予想された場合の小中学校の対応においては、特に体育館や校舎が浸水するおそれがある場合などにおける在校時の児童及び生徒及び教職員自身の命を守るための防災訓練などを継続的に実施する。また、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる。

(学校における防火対策)

- 児童生徒の安全を確保するため、各小中学校の防災計画に基づき、防火・防災教育や避難訓練を継続するとともに、教職員に対する防火・防災研修を進める。

(9) 産業・経済 ～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～

(事業所への情報提供)

- 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客及び従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止するための情報提供に努める。
- 各企業における事業継続及び早期再建は市民生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業の継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画(BCP)の策定に取り組む必要があり、企業が業務継続計画(BCP)を策定するために、ハザードマップなど地域の

災害リスクに関する情報の提供を行う。

(BCP計画等の策定支援)

- 市内事業所においては、災害に備え独自の備蓄を促進するとともに、道路・交通網の被害の状況等の情報周知を徹底し、無理な帰宅を控えるよう促す。また、県や関係事業者団体と連携し、事業継続計画（BCP）の策定と事業継続マネジメント（BCM）構築支援に努める。

(多面的機能の維持管理)

- 農村地域において、農地が有する保水機能など国土保全機能を維持するため、地域の活動組織が主体となった農業用水の清掃・保全管理等多面的機能の維持管理活動が重要である。そのため、現在ある1組織について、組織が無くならないように活動を支援する。

(10) リスクコミュニケーション ～自助・共助の底上げ～

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの地域の災害リスクを理解できるよう、あらかじめ避難のタイミングと手順を定めた「災害・避難カード」（岐阜県様式）作成の取組を普及する。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 水害に備えた避難を適切かつ迅速に行うためには、地域が抱える水害のリスクの特殊性を市民に認識してもらう必要がある。そのため、洪水ハザードマップによる浸水想定区域の周知や、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、適切な避難行動の周知、DIG（図上訓練）やHUG（避難所開設・運営模擬体験）などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成を図る。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成を進める。

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など）においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練を着実に行う。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組を進める。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設利用者の避難については、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制の構築を図る。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動が対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力を高める。

(自宅外からの避難対策)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に自宅外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する必要がある。

(自主防災組織の育成)

- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する。

(防災人材の育成)

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる防災士などのリーダー養成を図る。

(避難所運営リーダーの養成)

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を定める必要があり、防災士などリーダーとなる人材の複数確保を進める。

(防犯ボランティアへの支援)

- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する。

(外国人の防災リーダーの育成)

- 外国人住民について、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成を進める。

(学校における防災教育の推進)

- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るための防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動できるよう防災教育を充実させる。

(11) 老朽化対策 ～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～

(上水道施設の耐震化、老朽化対策)

- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める。
- 消火活動には、消火栓の機能低下に備え、特殊防火井戸を整備してきたところであり、適切な維持管理に努める。
- 上水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める。

(下水道施設整備の早期概成と接続促進)

- 本市では、レベル1及びレベル2地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る。
- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発電機の確保を進める。
- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める。

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了し

ているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進める。

- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理に努める。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新を図る。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することの他、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る。

(12) 官民連携・広域連携 ～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～

(広域避難への対応)

- 木曾川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内全域で浸水し、浸水深は5m以上と想定されていることから、被害状況に応じて市外への越境避難が求められる。そのため、県や周辺市町村との協力体制を構築するとともに、越境避難に伴う道路や交通手段の確保を検討する。

(支援物資の供給体制の強化)

- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び県内市町村との災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、支援物資の適切な整理、仕分け、管理及び保管しつつ、これらを迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定を進める。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める体制の整備を図る。

(災害ボランティアの確保)

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。本市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する。

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化対策を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画では、施策項目単位で各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急性等から重点化と優先順位付けを行い、重点化すべき対応方策を設定した。これにより、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る本市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1) 行政機能	【行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の確保・整備 ・災害時職員行動マニュアル（地震編・水害編）の策定 ・情報伝達手段の耐災害性の強化（電源喪失対応、エリアメール等） 【消防・救急、水防】 <ul style="list-style-type: none"> ・消防力の強化 （常備消防・消防団、消防水利の整備） 	【行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制、バックアップ、非常時通信の整備 ・職員の移動手段の確保 ・被災住宅への支援（被害認定、罹災証明発行、制度の適用等） ・災害物資受援計画の整備 【消防・救急、水防】 <ul style="list-style-type: none"> ・救助に必要な資機材の備蓄 ・地域防災力の向上 【情報伝達】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達の強化 ・外国人に対する情報提供 ・長期停電時の対応強化 【備蓄】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄の充実 ・非常用電源と燃料備蓄 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・受援計画の策定 ・渇水対応タイムラインの作成 ・災害廃棄物処理計画 ・公共交通機関との連携強化
(2) 地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的治水対策 ・排水機場の能力強化・維持管理・改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門など河川管理施設の維持管理・改修 ・下水道施設による雨水施設整備
(3) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急活動に必要な道路の確保 ・道路通行情報の提供 ・橋りょうの整備・点検、耐震化、長寿命化修繕 ・交通結節点への連絡強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援ルートの確保 ・道路の維持管理 ・道路啓開体制 ・負傷者等の搬送手段の確保
(4) 住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の促進 ・J R穂積駅周辺市街地の整備の促進 ・防火対策の促進 ・空家対策の推進 ・通行障害物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地の面的整備 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・被災住宅への支援 ・特定建築物の耐震化促進 ・雨水及び地下水の有効活用 ・地籍調査の実施
(5) ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進 ・下水道施設の機能保全対策の推進 ・ガス管の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木対策 ・避難施設の通信手段の確保 ・無電柱化の推進

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(6) 衛生環境	・河川流出ごみの撤去	・災害廃棄物仮置き場候補の選定 ・ごみ、し尿等の衛生処理施設の計画的な維持管理・更新 ・有害物質対策
(7) 保健医療・福祉	・避難所運営マニュアルの更新	・要配慮者支援の推進 ・要配慮者利用施設での備蓄等の支援 ・医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進 ・避難所における健康管理体制の整備 ・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施 ・大規模火災時の対応
(8) 教育・文化	・学校における防災対応 (避難訓練、防災教育等)	・学校における防火対策
(9) 産業・経済		・事業所への情報提供 ・業務継続計画（BCP）等の策定支援 ・多面的機能の維持管理
(10) リスクコミュニケーション	・住民主体での避難対策の強化 ・リスクコミュニケーションの促進 ・自主防災力の強化 ・自主防災組織の育成	・要配慮者支援の取組 ・自宅外からの避難対策 ・防災人材の育成 ・避難所運営リーダーの養成 ・防犯ボランティアへの支援 ・外国人の防災リーダーの育成 ・学校における防災教育の推進
(11) 老朽化対策	・上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進（再掲） ・公共施設等の維持管理	・下水道施設整備の早期概成と接続促進 ・私立保育施設の整備支援を行うとともに、保育施設の認定こども園化による老朽化対策の推進
(12) 官民連携・広域連携		・広域避難への対応 ・支援物資の供給体制の強化 ・迅速な復旧 ・災害ボランティアの確保

※施策項目として記載し、具体的取組を包含している。

